

児童のための手当を知っていますか？

☎ 問 子ども育成課医療・手当係(北別館1階) ☎72-2111

1

児童の健やかな成長に役立てることを目的に、手当を支援する制度があります。対象に該当するにも関わらず、まだ受け取りをしていない人は手続きが必要です。

児童手当(特例給付)

対象 中学校修了(15歳になってから最初の3月31日)までの児童を養育している人

※所得制限限度額を超える人には、特例給付として一律5,000円を支給します

月額

児童の年齢	手当月額
3歳未満	15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円(第3子以降 ^(※) は15,000円)
中学生	10,000円

(※)「第3子以降」とは、高校卒業(18歳になってから最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3番目以降の子をいいます

手続 出生や転入した場合、15日以内に申請する必要があります。また転出した場合も届出が必要です。

※公務員は勤務先から支給されるため、手続きは不要です

ただし、公務員を退職した人(転職・出向など)…退職日から15日以内に市へ申請が必要です

新たに公務員になった人(転職・出向の解除など)…市へ消滅届を提出し、勤務先に改めて申請が必要です

児童扶養手当

対象 次のいずれかに該当する児童(18歳になってから最初の3月31日まで、一定の障がいがある場合は20歳未満まで)を監護している父母、または父母に代わりその児童を養育している人

- ・父母が離婚(事実婚解消を含む) ・父または母が死亡
- ・父または母が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)
- ・父または母の生死が不明 ・父または母から1年以上遺棄されている
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ・父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている ・母が未婚で出産

月額(4月分から額が変更されます)

	児童1人	第2子加算	第3子以降加算
3月分(4月払)まで			
全部支給	42,500円	10,040円	6,020円
一部支給	10,030円～42,490円	5,020円～10,030円	3,010円～6,010円
4月分(8月払)から			
全部支給	42,910円	10,140円	6,080円
一部支給	10,120円～42,900円	5,070円～10,130円	3,040円～6,070円

※手当額は、児童の人数や所得額に応じて決まります。詳しくは、お問い合わせください

特別児童扶養手当

対象 一定程度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している父母など(認定には診断書が必要な場合があります)。※所得制限があります

月額

- 1級(重度障がい児)…51,700円(4月分から52,200円)
- 2級(中度障がい児)…34,430円(4月分から34,770円)

平成31年度の就学援助申請を受け付けます

申問 教務課教務係(西別館3階) ☎72-2111、子どもが就学している市立小・中学校

市は、経済的理由で給食費や学用品費の支払いにお困りの市立小・中学校に通う児童生徒の保護者に、その費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。就学援助の申請は、年度ごとに必要です。現在援助を受けている人も、引き続き援助を希望する場合は、申請してください。

なお、年度途中の申請も可能です。年度途中から認定された人は、認定された月以降からの月割り支給になります。

※平成31年度の小・中学校1年生で、2月に認定を受けた人は、再度申請する必要はありません。

ただし、認定を受けた1年生に兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹分の申請が別途必要です

対象世帯

- ・市民税が非課税の世帯
- ・国民年金や国民健康保険の保険料が免除されている世帯
- ・児童扶養手当の受給世帯
- ・そのほか経済的理由により生活が苦しい世帯

援助内容

給食費、学用品費、入学準備金、修学旅行費、医療費(学校保健安全法で定める疾病が対象)など

申請方法

就学援助申請書と委任状兼同意書に必要事項を明記し提出

※就学援助申請書と委任状兼同意書は、教務課教務係または子どもが就学している市立小・中学校で配布しています

注意事項

- ・就学援助の認定をする際に、世帯員全員の収入や市民税額などの情報が必要です。税の申告がされていないと認定することができません
- ・市外からの転入者は、転入時期によって、課税所得証明書など(収入、社会保険料、生命保険料、地震保険料、市民税額が記載された証明書)の提出が必要です

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧を行います

縦覧・閲覧場所 問 税務課資産税係(本館1階) ☎72-2111

平成31年度の固定資産(土地・家屋・償却資産)課税台帳の縦覧・閲覧を行います。平成30年中(平成30年1月2日～平成31年1月1日)に土地売買や地目変更、家屋の新增築、解体など固定資産に異動があった場合は、異動後の内容で課税台帳に登録されます。大切な財産の確認のため、ぜひご覧ください。

縦覧制度

納税者が、自分の土地や家屋の評価が適正かどうかを確認するため、「土地・家屋価格等縦覧帳簿」を縦覧してほかの土地・家屋の価格と比較できる制度です。

期間 **4月1日**(月)～**5月7日**(火) ※土日祝日を除く

縦覧できる人 固定資産税の納税者またはその住民票上同一世帯の人、代理人、相続代表者を含む納税管理人

手数料 無料

閲覧制度

納税義務者が、本人の「固定資産課税台帳」に記載された内容を確認できる制度です。なお、借地・借家人なども、関係する固定資産の課税内容を確認できます。※土日祝日を除く

閲覧できる人 固定資産税の納税義務者またはその住民票上同一世帯の人、代理人、借地(家)権者または使用収益権者など

手数料 縦覧期間中は無料(借地(家)権者または使用収益権者などは有料)

持参物(縦覧・閲覧共通)

①本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、パスポート、その他官公庁が発行した顔写真付の証明書など)

②委任状(代理人の場合)

※借地・借家人が閲覧する場合は、賃貸借契約書が必要です

軽自動車やバイクの申告は忘れなく！

☎ 税務課市民税係 (本館 1 階) ☎ 72-2111

4

軽自動車などの使用者(所有者)となった場合や廃車・譲渡した場合は、下記の手続先で申告する必要があります。また、盗難に遭った場合や市外へ転出する場合も申告が必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の登録者に課税されますので、変更などがある場合はただちに申告してください。必要書類など、詳しくは手続先にお問い合わせください。

原動機付自転車・二輪車など

車種区分		年税額	手続・問合せ先
原動機付自転車	50cc以下または0.6kw以下	2,000円	税務課市民税係 ☎72-2111
	50cc超～90cc以下または0.6kw超～0.8kw以下	2,000円	
	90cc超～125cc以下または0.8kw超～1.0kw以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
二輪の軽自動車	125cc超～250cc以下	3,600円	全国軽自動車協会連合会 久留米支所 ☎21-8893
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円	税務課市民税係 ☎72-2111
	その他	5,900円	
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円	久留米自動車検査登録 事務所 ☎050-5540-2081

四輪以上・三輪の軽自動車

車種区分		年税額			
		最初の新規検査年月(※)			
		㉠平成18年3月以前	㉡平成18年4月以降 27年3月以前	㉢平成27年4月以降	
軽自動車	三輪	4,600円	3,100円	3,900円	
	四輪以上 乗用	営業用	8,200円	5,500円	6,900円
		自家用	12,900円	7,200円	10,800円
	四輪以上 貨物	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
		自家用	6,000円	4,000円	5,000円
手続・問合せ先		軽自動車検査協会久留米支所 ☎050-3816-1752			

(※)最初の新規検査年月とは、自動車検査証に記載されている初度検査年月です



軽自動車税のグリーン化特例(税率の軽減)について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までに、最初の検査を受けた(初めて車両番号の指定を受けた)三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能がある車両は、その基準に応じて検査を受けた日の属する年度の翌年度に限り、軽自動車税が軽減されます。

軽減税率の対象車両・税率

- ①おおむね75%軽減…電気自動車・天然ガス軽自動車
(平成30年排出ガス規制に適合するもの、または平成21年排出ガス10%低減)
 - ②おおむね50%軽減…乗用：平成32年度燃費基準値より30%以上燃費性能の良い乗用車
貨物：平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良い貨物車
 - ③おおむね25%軽減…乗用：平成32年度燃費基準値より10%以上燃費性能の良い乗用車
貨物：平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良い貨物車
- ※②、③の対象は、平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料とするもの)に限ります
※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています

車種区分			標準税額 (年税額)	軽減後の税額(年税額)			
				①	②	③	
軽自動車	三輪(660cc以下のもの)		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
	四輪 (660cc以下のもの)	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		貨物	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期予防接種の 経過措置期間が延長されました

☎健康課健康推進係 ☎72-6666

高齢者用肺炎球菌ワクチン定期接種の経過措置は、平成31年3月31日に終了予定でしたが、平成31年度から5年間、引き続き対象者へ実施することが決まりました。対象者には、4月に案内と予診票を郵送します。

- 対象者** 平成32年3月31日までに、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる人
※平成35年度までの間は、各年度で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人に対して順次案内予定です
※高齢者用肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は対象にはなりません

接種方法 希望者は、4月に郵送する案内を確認し、実施医療機関に予約してください

持参物 案内に同封する予診票、健康保険証など(本人確認できるもの)

接種回数 1回

接種費用(自己負担額) 3,000円
※ただし、市民税非課税世帯者・生活保護受給者は、必要書類を医療機関へ提出することで、無料になります

狂犬病の予防注射を受けましょう

☎生活環境課環境係 ☎72-2111

6

毎年4、5月に狂犬病予防の集団注射を実施しています。狂犬病は、人や犬などの動物に感染し、一度発症するとほぼ100%死亡してしまう恐ろしい病気です。飼い犬は予防注射を受けて、感染を予防しましょう。

登録犬の飼い主へは案内はがきを送付します。はがき表面の間診票に記入し、最寄りの会場に持参してください。なお、未登録犬の場合は、直接会場へお越しください。

狂犬病予防集団注射日程表

獣医師会の人員確保が難しく、これまでの会場数と日程では実施が困難なため、平成31年度から注射の実会場と日程を変更しますのでご注意ください。ご理解とご協力をお願いします。

月 日	時 間	注 射 会 場
4月9日(火)	10:25~10:50	緑の里くろつち会館(立石校区コミュニティセンター)
	11:05~11:30	松崎稲荷神社(三井高校前)
	13:20~14:05	ポピーの里あじさか館(味坂校区コミュニティセンター)
	14:25~14:55	福童公園
4月10日(水)	10:20~10:50	御原校区コミュニティセンター
	11:05~11:30	たなばた地域運動公園
	13:20~14:10	希みが丘公民館
	14:25~14:55	美鈴が丘公民館
4月11日(木)	10:00~10:30	三国が丘公民館
	10:45~11:30	ふれあい館三国(三国校区コミュニティセンター)
	13:20~13:45	ひまわり館東野(東野校区コミュニティセンター)
	14:00~14:30	大原きぼうの森館(大原校区コミュニティセンター)
5月9日(木)	14:30~15:20	小板井ふれあい公園(七夕通りマクドナルド西)

お住まいの地域に関わらず、市内すべての会場で受けられます



対象 生後91日以上全ての飼い犬
(毎年1回の注射が義務付けられています)

料金 登録済みの犬 3,150円(注射料のみ)
未登録の犬 6,150円(登録料+注射料)

注意事項

- 会場へは、犬を抑止できる大人の飼い主が連れてきてください。飼い主による犬の抑止が十分にできない場合は、集体会場での接種を行わずに、動物病院での接種をお願いすることがあります。また、犬を確実に抑止するために、首輪が首から抜けないように締め、リードを装着し会場へ連れてきてください
- 犬の体調がすぐれない場合や妊娠中の場合は、注射を打てません
- 悪天候時は中止する場合があります。その場合は市ホームページでお知らせします

動物病院でも受けられます

右表の動物病院でも、犬の登録(鑑札の交付)と、狂犬病予防注射(注射済票の交付)を受けられます。

登録犬の飼い主は、集団注射の案内はがきを持参してください。

★犬が高齢の場合や、体調に不安がある場合は、動物病院での接種をお勧めします

動物病院名	住 所	電 話
小郡じっへる犬猫病院	小郡市小郡278-10	72-2553
きのした動物病院	小郡市三国が丘四丁目78	75-0990
藤野動物病院	小郡市祇園二丁目2-1	72-8170
みくにの動物病院	小郡市三沢2438-6	75-1512
池田動物診療所	朝倉郡筑前町原地蔵1897-1	0946-21-3281
カシア動物病院	筑紫野市美しが丘北一丁目11-4	092-926-8606
ケントペットクリニック	久留米市宮ノ陣四丁目3-5	46-6600
さんすい動物病院	筑紫野市美しが丘北一丁目1-1	092-926-8671
かねこ動物病院	筑紫野市美しが丘北四丁目1-4	092-926-9115